

北秋田市住生活基本計画策定業務  
プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市が発注する北秋田市住生活基本計画策定業務について「プロポーザル方式」を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「プロポーザル」とは、北秋田市住生活基本計画策定業務(以下「当該業務」という)の発注に際し、一定の条件を満足する候補者のうち、当該業務に最も適した者を選定する方式をいう

(参加意思表示等)

第3条 公募条件に該当し、プロポーザル方式に参加しようとする者は、市長に対し書面をもって意思表示しなければならない。

2 前項の規定による意思表示をした者は、市民の意見を計画に反映させるための工夫等を記載した書類(以下「技術提案書」という)を提出するものとする。

(選定委員会)

第4条 当該業務に最も適した者を選定するため、北秋田市住生活基本計画策定業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置する。

(選定委員会の組織)

第5条 選定委員会の委員は、次の職にある者をもって組織する。

- (1)助役
- (2)総務部長
- (3)企画部長
- (4)企画部総合政策課長
- (5)福祉事務所長
- (6)福祉事務所高齢者支援課長
- (7)建設部長

2 選定委員会に委員長を置き、委員長は助役をもってこれに充てる。

(技術提案書の評価基準)

第6条 技術提案書を特定するための評価基準は、別紙のとおりとする。

(技術提案書の特定)

第7条 選定委員会は、提出された技術提案書を前条の規定による評価基準に基づき、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

2 選定委員会は、前項の特定の結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、技術提案書を特定した者に書面でその旨の通知をしなければならない。

(非特定理由の説明)

第8条 市長は、技術提案書を特定しなかった者に対して、その理由(以下「非特定理由」

とら。 )を書面により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、市長が通知した日の翌日から起算して 5 日以内に、市長に対し書面により非特定理由について説明を求めることができるものとする。
- 3 市長は、非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、選定委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

(選定委員会の会議)

第 9 条 選定委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員に事故あるときは、代理を出席させることができる。

(選定委員会の事務局)

第 10 条 委員会の事務局は、当該業務を所管する都市計画課に置く。

(公募の周知)

第 11 条 公募は、都市計画課における掲示及び北秋田市ホームページへの掲載により行なうものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 23 日から施行する。